

令和3年度 第1回 山北町子ども・子育て会議 第1回 山北町放課後子ども総合プラン運営委員会

日 時：令和3年6月30日（水）10:00～11:30

場 所：山北町役場 4階 401会議室

参加者：**委員**

河合委員、瀬戸委員、今村^英委員、高橋^あ委員、中村委員、吉尾委員、
高橋^和委員、尾崎委員、瀬戸委員、磯崎委員、今村^敏委員
[欠席] 大越委員、二宮委員

事務局

福祉課 尾崎課長・磯崎副主幹、学校教育課 八崎指導主事、
生涯学習課 松田課長、山崎主事
[欠席] 保険健康課 小林保健師

配付資料：次第・委員名簿

- 【資料1】令和2年度「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の実績
 - 【資料2】放課後子ども教室・放課後児童クラブの概要及び実施状況について
 - 【資料3】放課後児童クラブ運営業務委託について
 - 【参考資料】山北町子ども・子育て会議の意義及び概要
 - 【参考資料】新・放課後子ども総合プラン（国作成概要資料の抜粋）
-

1. 開会（事務局）

2. あいさつ（河合会長）

《事務局》

年度が変わり、代表が変更となった団体も見受けられるので、改めて自己紹介をお願いしたい。
⇒ 各自、自己紹介

3. 議題

子ども・子育て会議

議題（1）子ども・子育て支援事業計画の進捗について【資料1】

令和2年度における各事業の実績について

《事務局》

資料1に基づき、各事業の概要と実績を説明。

《議長》

意見書が用意されており、後日提出でもよいとのことだが、資料1について、この場でご意見、ご質問等があれば伺いたい。

《委員》

教育・保育の部分で、年度当初の入園こそ叶うが、年度途中で育児休暇からの復帰で子どもを預けたいといった場合に、スムーズに入園できないといった声を聞く。仕方なく復帰時期を後に

送ることで、ニーズが顕在化していない部分があるのではないかと。4月入園で申し込んでいけば、という後悔を漏らす保護者もいる。何月に入園というような予約を制度上できないことは、承知している。年度途中の申し込みがあることを見込んで保育士を配置する等、何か対策があればよいと思う。

《委員》

ファミリーサポートの事業者であるが、同様の理由で、今、申し込んでも入園できないから、一時しのぎ的に当サービスを使っているという利用者は多い。

《事務局》

ご指摘のとおり、4月当初は、入所申込み人数に対して職員を配置しており、年度途中の入所申し込みについては、保育士1人に対して0歳児3人といた配置基準の余剰分でしか対応できない。

このことについては、これまでの本会議でも、しばしばご指摘があり、この問題の対策として、令和元年度の会議で説明させていただいたが、令和2年度から、町外受託児童の入園可能児童数を、定員に対し7割を上限とすることで、町民の入所を優先させる仕組みを設けたところである。

しかし、依然として保育士の確保が困難なことや、既に入所している町外児童を退所させる訳にはいかないので、入所がスムーズにいかない場合も時としてあることは事実である。さらなる対策を講じるとすれば、町外児童の入所制限の割合の見直しや、職員配置基準の引き上げなどを検討しなければならないと考えている。

《委員》

やまきたこども園の利用者である。利用率が55%となっているが、体感では数値が表すほど余剰はないように思える。

《事務局》

資料中の利用率の数値は、建物面積上の定員に対しての入園児童数の割合であるので、先ほどの話にも関連するが、保育士配置基準上の定員に置き換えた場合は、100%に近い数値となる。

放課後子ども総合プラン運営委員会

議題（1）子ども教室・児童クラブの概要及び実施状況について【資料2】

《事務局》

資料2に基づき、各事業の概要（事業の主旨の差異等）と実施状況について説明。

《議長》

資料2についてご質問やご意見があれば伺いたい。

《委員》

放課後児童クラブは、おやつ代も含めると利用料の月額が1万円と、負担感があるように思う。近隣の水準も同程度なのか。

《事務局》

ご指摘のとおり、本町の利用料は、近隣に比べ割高感があるとともに、利用者が一律の金額で、ひとり親や多子世帯の減免等がないので、今後見直しを行っていきたいと考えている。

議題（２）放課後児童クラブ運営業務委託について【資料３】

《事務局》

資料３に基づき説明。

《議長》

資料３についてご質問やご意見があれば伺いたい。

《委員》

６月に保護者に向け文書配付とあるが、具体的にはいつであるのか。

《事務局》

２８日付けで児童クラブ利用者に対し、配付済みである。

《委員》

入札という業者の決定方式に不安がある。事業に精通していない業者の参加や、低額ありきのやり方で、質が確保できるのか。

《事務局》

本町で採用している入札の方式の指名競争入札は、予め業種ごとに登録を済ませ、指名委員会で指名されることによって初めて入札に参加する資格を得る。そのうえで、仕様書において契約するにあたり必要な条件を提示しており、それら条件をクリアできる業者のみが入札するので、質は確保されるのが前提となっている。

《委員》

運営するうえでの条件は分かるが、それ以外の部分で、業者それぞれに特色というか、経営理念のようなものがあると思うが、それは業者選定に考慮されないのか。

《事務局》

繰り返しになるが、仕様書がクリアできれば、町の要求レベルに達しているという考え方なので、経営理念等は契約をするうえでは考慮しない。

《委員》

支援員の方は契約の前後で基本的に変わらないということだが、ある程度時間が経ってから利用者はどう思っているのか調査をすべき。

《事務局》

まずは来年３月末までの契約とし、４月以降は再度入札を見込んでいますので、今年度分として２月頃にアンケート調査を実施したい。

《議長》

他にご意見なければ、事務局に進行をお返しする。

6. その他

(事務局) 資料1に関しては、意見の有無を問わず別添の意見書を提出されたい。

7. 閉会

11:30 終了

以上